青 畜 号 外 令和7年3月31日

報道機関各位

青森県農林水産部畜産課長 (公 印 省 略)

高病原性鳥インフルエンザ等の発生時における集合施設等の使用に 関する協定について

このことについて、高病原性鳥インフルエンザの発生時の体制整備のため、下記のとおり協定を締結しますので、取材してくださるようお願いします。

記

1 協定名

高病原性鳥インフルエンザ等の発生時における集合施設等の使用に関する協定

2 協定の概要

八戸市内の養鶏場において高病原性鳥インフルエンザ等が発生した場合、県及び八戸市が学校法人八戸工業大学、独立行政法人国立高等専門学校機構八戸工業高等専門学校、及び学校法人八戸聖ウルスラ学院高等学校の管理する施設の一部(体育館及び駐車場)を集合施設\*等として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

※集合施設:発生農場で防疫作業を行う者が、着替えや健康診断等を行う施設

- 3 協定締結者
- (1) 学校法人八戸工業大学
- (2) 独立行政法人国立高等専門学校機構八戸工業高等専門学校
- (3) 学校法人八戸聖ウルスラ学院高等学校
- (4) 八戸市
- (5) 青森県
- 4 協定書内容 別紙1のとおり
- 5 知事コメント 別紙2のとおり

報道機関用提供資料			
担当課	農林水産部畜産課		
担当者	衛生・安全グループ GM	佐藤尚人	
電話番号	直通 017-734-9498	017-734-9498	
	内線 4818		
報道監	農林水産部 次長 及川正顕(4966)		

## 高病原性鳥インフルエンザ等の発生時における 集合施設等の使用に関する協定書

青森県(以下「甲」という。)と学校法人八戸工業大学(以下「乙」という。)、独立行政法人国立高等専門学校機構八戸工業高等専門学校(以下「丙」という。)、学校法人八戸聖ウルスラ学院高等学校(以下「丁」という。)及び八戸市(以下「戊」という。)は、八戸市内における高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ(以下「鳥インフルエンザ等」という。)の発生時(発生のおそれがある場合も含む)において、集合施設及び駐車場(以下「集合施設等」)としての施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、八戸市内の養鶏場において鳥インフルエンザ等が発生した場合、 甲が乙、丙及び丁の管理する施設の一部を集合施設等として利用することについて、 必要な事項を定めることを目的とする。

(集合施設等として利用できる施設・期間)

- 第2条 集合施設及び駐車場として利用できる施設の範囲は、別図に示すとおり、乙の体育館及び駐車場、丙の体育館、丁の駐車場とする。
- 2 甲が乙の体育館及び駐車場を利用できる期間は、体育館使用行事及び選抜試験以外の日とするとともに、丙の体育館と丁の駐車場を利用できる期間は、丙の春休み開始時から入学式の準備開始時までの期間を原則とし、甲、乙、丙、丁で協議の上、決定する。

(集合施設等の開設)

第3条 甲は、養鶏場において、鳥インフルエンザ等が発生した場合に、施設を集合 施設等として開設することができる。

(開設の通知)

第4条 甲は、前条に基づき集合施設等を開設しようとするときは、事前にそのことを集合施設等開設通知書(第1号様式)で乙、又は、丙及び丁に対して通知するものとする。ただし、甲は、緊急で集合施設等を開設する必要があるときは、事前に乙、又は、丙及び丁と開設の可否について協議した上、口頭で開設を要請し、その後速やかに当該通知書を提出することができる。

(集合施設等の運営管理)

- 第5条 集合施設等の運営管理は、甲の責任において行うものとする。
- 2 甲は、集合施設等の状況を勘案し、運用に要する職員を適切に配置するものとする。

(費用負担等)

第6条 集合施設等の管理運営に係る費用及び集合施設等に生じた損害は、甲が負担するものとする。

(開設期間)

第7条 集合施設等の開設期間は、原則として、鳥インフルエンザ等の疑い事例が確認された日から7日以内とする。ただし、防疫措置の状況により、期間を延長する必要がある場合は、甲は、乙、又は、丙及び丁に対して集合施設等使用許可期限延長申請書(第2号様式)により期間の延長をすることができる。

(集合施設等の終了)

第8条 甲は、集合施設等としての利用を終了する際は、乙、又は、丙及び丁に集合施設等使用終了届(第3号様式)を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙又は、丙及び丁の確認を受けた後、引き渡すものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から効力を有するものとし、甲、乙、 丙、丁又は戊が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するも のとする。

(協議)

第10条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、またはこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙、丙、丁及び戊で協議して定めるものとする。

(以下、省略)

(別図) 乙、丙及び丁における利用施設の範囲





出典:国土地理院ウェブサイト

高病原性鳥インフルエンザ等発生時における集合施設等の使用に 関する協定における知事コメント

- 1 この度、学校法人八戸工業大学様をはじめ、独立行政法人国立高等 専門学校機構八戸工業高等専門学校様、学校法人八戸聖ウルスラ学院 高等学校様、八戸市様の御協力を得て、「高病原性鳥インフルエンザ等 発生時における集合施設等の使用に関する協定」締結の運びとなりま したことに、深く感謝申し上げます。
- 2 高病原性鳥インフルエンザの発生は、県内、養鶏産業のみならず、 地域経済にも大きな影響を及ぼすことから、被害の拡大を防ぎ、早期 に収束を図るため、県や市町村、関係する団体が連携し対応すること が重要です。
- 3 今シーズンは、国内同一地域での連続発生事例が頻発しており、 20万羽以上を飼育する大規模農場が隣接する八戸市においては、連 続発生した場合に備えた、多数の防疫従事者や防疫資材の受け入れに 対応できる集合施設の確保が課題となっていました。
- 4 本協定は、大学の体育館等を集合施設などとして利用する県内初の 連携協定であり、本県の防疫体制の強化に大きく寄与するものと考え ます。